二　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第二号の率（以下「異常純保険料率」という。）

漁船の主たる根拠地が属する区域 ＼ トン数区分	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船				
		総トン数五十トン以上二百トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数十トン以上二十トン未満	総トン数五トン以上十トン未満	総トン数二百トン以上
北海道古宇郡、岩内郡、寿都郡、磯谷郡及び島牧郡	○％	○％	○％	○％	○％	○％
北海道根室振興局及び釧路総合振興局の区域	○％	○％	○％	○％	○％	○％
北海道積丹郡、古平郡及び余市郡並びに小樽市及び石狩市	○％	○％	○％	○％	○％	○％
北海道宗谷総合振興局の区域（幌延町を除く。）	○％	○％	○％	○％	○％	○％
北海道留萌振興局の区域及び幌延町	○％	○％	○％	○％	○％	○％
北海道日高振興局、十勝総合振興局及び胆振総合振興局の区域並びに伊達市、室蘭市、登別市及び苫小牧市	○・○一％	○％	○％	○％	○％	○％
北海道渡島総合振興局及び檜山振興局の区域	○・○一％	○％	○％	○％	○％	○％
北海道オホーツク総合振興局の区域	○％	○％	○％	○％	○％	○％
青森県	○・○五％	○・一八％	○％	○％	○％	○％
岩手県	三・一五％	一・八六％	○％	○％	○％	○％
宮城県	二・八六％	二・五二％	○％	○％	○・六八％	○％
秋田県	○％	○・○一％	○％	○％	○％	○％
山形県	○％	○％	○％	○％	○％	○％
福島県	二・五六％	一・六〇％	○％	○％	○％	○％
茨城県	○・四一％	○・二五％	○％	○％	○・七〇％	○％
千葉県	○・○四％	○・○二％	○％	○％	○％	○％

| | | | |